

## ● 1 放送設備

規則第 25 条の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) 操作部の設置場所は、◇自動火災報知設備●1
  - (1) アからウ及びキの例によること。
  - (2) 操作部は、自動火災報知設備の受信機の表示を確認しながら操作できる位置に設置すること。
  - (3) 一つの防火対象物に 2 以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、一のもの、防災センターや守衛室等の常時人のいる場所に設けること。
  - (4) 遠隔操作器も、出火階表示機能付きのものとすること。
  - (5) 他に非常用放送以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合であっても、非常用の放送が有効に聞こえる措置（非常放送の起動により、業務用放送を遮断又は－6dB 以上減衰させること等）をすること。
  - (6) 区分鳴動は、◇自動火災報知設備●7 の例によること。
  - (7) 起動装置を非常電話とする場合の非常電話は、1.6mm 以上の厚さの鋼製の保護箱内に収納し、前面に使用に際して支障のない大きさの開閉できる扉を設け、5 cm×25 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「非常電話」と表示する標識を設けること。
  - (8) 起動装置に付置する防災センター等と通話することができる装置は、起動装置と直近（概ね 0.5m 以内）の上記(7)による保護箱内に設置し、その扉には、5 cm×25 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「非常通話装置」と表示する標識を設けること。

## ● 2 音響装置の設置

規則第 25 条の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) ダンスホール、カラオケボックス及びその他類するもの（パチンコ店、ライブハウス等）で、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、次のいずれかによること。 ☆
  - ア 音圧は、原則として、任意の場所で 65dB（居室にあつては 60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。
  - なお、事前に関係者の資料等により暗騒音が予想される場所にあつては、その騒音より 6 dB 以上の音圧を確保すること。
  - イ 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する措置をとること。
  - ウ 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置すること。
- (2) (2) 項ニ（個室型店舗）以外であっても、音楽教室や貸音楽室等遮音性が高く、かつ、小さな区画に分かれ、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、個室ごとに音響装置を設けるとともに前号(1)イの措置をとること。 ☆
- (3) 遮音性の高い耐火造の共同住宅においては、ベランダ側にも 3 階層以内ごとに 1 個以上のベルを設けること。

## ● 3 スピーカー

- (1) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の「居室及び居室から地上に通じる…」の規定中、居室とは次に掲げるものをいう。
  - ア 居室 ☆
 

居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診察室、宿泊室、観覧席、調理室、教室、客室、控室等
  - イ 非居室
 

玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室、脱

衣室、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車庫、リネン室等(浴室・脱衣室は、公衆浴場やホテルの共同浴場のように人が入れかわり継続して使用するものは居室として取扱う。また、倉庫や機械室でも、人が常駐している部分は居室として取扱うこと。)

- (2) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の「隣接する他の放送区域」とは、隣接し、かつ扉がある場合に限る
- (3) 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする催し物等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。